○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	A	八・〇〇～六七・〇〇メートル	一二・九〇三キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C	一〇・一六～一〇一・〇〇	一一・四八五	
		E	八・〇〇～六七・〇〇	一二・九〇三	
	後	A	八・〇〇～六七・〇〇	一二・九〇三	
		B・C・D・E	一〇・一六～一〇一・〇〇	一一・四八五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十五及び四百九十三号　香南市野市町西野字カノ丸二一九五番一から同市野市町西野字ヲノ丸一八九八番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十一日

○沖縄総合事務局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄市美里一丁目六四番九から同市宮里一丁目一五三番六まで	前	二三・七〇～四二・三八メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	三〇・一〇～三九・六〇	〇・〇二七

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇御山武原四五三番から同町字与那覇御山武原四六一番三まで	前	一七三・〇〇～四五一・〇〇メートル	〇・〇二四キロメートル
	後	一七五・〇〇～四六八・〇〇	〇・〇二四

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県島尻郡南風原町字兼城兼城原一九五番一から同町字兼城門原二〇八番一まで	前	一七・九〇～一八・四〇メートル	〇・二二キロメートル
	後	一八・三〇～二一・〇〇	〇・二二

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄市照屋一丁目三六番から同市照屋一丁目四五番五まで	前	二五・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・〇八七キロメートル
	後	二七・一〇～三〇・九〇	〇・〇八七

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二十九号　沖縄市美里一丁目六一番三から同市宮里一丁目一三〇番一まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十一日